令和８年（フ）第２０００号
愛知県海部郡飛島村政成２丁目126番地
債務者　荒川　夕芽
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２００３号
名古屋市北区安井２丁目５番２号　市営成願寺荘西３棟305号
債務者　茶園　芽衣
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０２６号
名古屋市天白区植田西３丁目1006番地　豊栄ハイツ302号
債務者　與那嶺　隆
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１４４号
名古屋市守山区御膳洞1110番地　グリーン御膳洞Ｂ棟102号、従前の住所愛知県額田郡幸田町大字芦谷字福田15番地10
債務者　永塚　教予
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２３７号
名古屋市緑区大高町字坊主山２番地の16　サンガーデン102号
債務者　久嶋竜太郎
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３１０号
名古屋市守山区太田井４番19号　リバーサイド喜多山204号
債務者　折戸　智也
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３８０号
名古屋市天白区中平５丁目805番地　ユニーブルマンション平針台１棟102号、従前の住所愛知県豊田市京ケ峰１丁目２番地９　メゾン加納201号
債務者　武廣　春輝
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４１０号
名古屋市西区市場木町201番地　第３ＧＳビル２Ａ号
債務者　船越　伸次
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４１６号
名古屋市南区豊４丁目18番69号　南豊東住宅１棟410号、従前の住所愛知県知多市西巽が丘２丁目６番地の７　グランシャリオD202
債務者　今野　莉惠こと　ＧＥＮＧ　ＱＩＮＧ　ＬＩ　耿　慶莉
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４１９号
名古屋市中川区一色新町２丁目1704番地　コミュニティハウスつくしんぼ
債務者　吉田　三好
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４４０号
名古屋市天白区野並４丁目36番地
債務者　飯田　裕子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４４６号
名古屋市千種区南ケ丘１丁目８番１－105号　市営南ケ丘荘
債務者　川瀬　年廣
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４６５号
名古屋市中村区岩塚町字林高寺東29番地の１　ＮＥＸＵＳ岩塚
債務者　髙坂　勇次
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４８９号
名古屋市名東区亀の井１丁目18番地　西一社第２団地102棟311号
債務者　上田　育江
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２７０２号
愛知県名古屋市天白区焼山１丁目417番地　山富第３マンション303号
債務者　北口　正則
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２７４５号
名古屋市昭和区鶴舞４丁目16番４号　エクセルハイツ鶴舞105号、従前の住所名古屋市中川区八神町３丁目48番地の２　シティービー104号
債務者　大石　　堅
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部